(8) COP6 における決定事項

2000 年 11 月にオランダのハーグにおいて開催される COP6 は、気候変動枠組条約の下で「京都議定書の運用則」を定めるものであり、現在はこれに向けて国際的な動きが活発化している。COP6 における決定事項の中で、非常に重要な位置づけを占めるものの一つに吸収源に関する取り扱いがある。また、京都メカニズムの運用には、開発途上国と先進国の利害が対立する部分も多く、技術的な課題に加えて、政治的な課題も顕在化している。

以下に、吸収源に関連した COP6 における決定が見込まれる事項（なかには合意が難しい事項もある）と考えられているものを示す。

①京都議定書第 3 条第 3 項

a) 森林の定義

「森林」の定義は、植林、再植林、森林破壊の内容を規定するため、最も重要な決定事項の一つである。森林の定義の重要な論点として、「樹冠率の閾値」の問題がある。森林の定義に樹冠率の閾値を用いた場合、IPCC 特別報告書 SPM は以下の見解を示している。

「高い閾値の樹冠率（10%の樹冠率など）が森林の定義として用いられる場合、樹木がまばらである森林や樹林地の多くは、3 条 3 項においては「森林」としてカウントされないが、伐採されたり、被覆面積が増大することになる。低い閾値が設定された場合（10%の樹冠率など）、密集した森林が大幅に減少しなければ森林破壊として検知されず、結果として大量の炭素が放出されることになる。同様に、例えば 15%の樹冠率の森林は、3 条 3 項における再植林や植林として位置づけられる活動なしに、質が高められることになる。これらの問題の一部に取組むアプローチには、特に国家、地域あるいはバイオーム（生態系タイプ）特有の閾値を用いるものを含むであろう（サバンナには低い樹冠率、熱帯林には高い樹冠率など）。」

なお、「森林の劣化・回復」、また「伐採→再生」をそれぞれどのように定義して取り扱うかに関しても、カーボンアカウンティングに関連した重要な決定事項である。

b) 炭素ストック変化の計測

カーボンアカウンティングに関して、計測の信頼性を確保するために、地上部･地下部及び土壌等における炭素ストック変化の計測精度をどのように考えるかが重要な検討事項になっている。また、森林火災、病虫害等により脅かされる吸収炭素の永続性、炭素ストックの変化に関連した直接的・間接的人為性の取り扱いも論点になっている。

c) 駆け込み伐採の防止

例えば、2008 年の直前に森林を伐採してその土地に植林をした場合、アカウンティングのアプローチによっては伐採は排出としてカウントされないばかりか、植林地における樹木の成長は吸収としてカウントされることもありうる。この「駆け込み伐採」をどのように防止していくかが論点となっている。